

議案第 135 号

松阪市松浦武四郎記念館条例の一部改正について

松阪市松浦武四郎記念館条例（平成 17 年松阪市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松浦武四郎記念館条例の一部を改正する条例

松阪市松浦武四郎記念館条例（平成 17 年松阪市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「午前 9 時 30 分から」を「午前 9 時から」に改める。

別表第 1 中「

区分	1 人 1 回につき			
	個人	団体（20 人以上）	松浦武四郎誕生地との共通入館券	
			個人	団体（20 人以上）
一般	310 円	200 円	360 円	260 円
6 歳以上 18 歳以下	200 円	110 円	—	—
特別展示	1 人 1 回につき 520 円以内で市長が定める額		—	

備考

- 1 ただし、就学前の子は無料とする。
- 2 特別展示の料金は、常設展示の料金を含む。

」を「

区分		1 人 1 回につき				年間パスポート
		個人	団体（20 人以上）	松浦武四郎誕生地との 共通入館券		
				個人	団体（20 人以上）	
常設 展示	一般	360 円	230 円	410 円	290 円	1, 100 円
	6 歳以上 18 歳以下	230 円	120 円	—	—	660 円

特別展示	1 人 1 回につき 520 円以 内で市長が定める額	—	—
------	--------------------------------	---	---

備考

- 1 ただし、就学前の子は無料とする。
 - 2 特別展示の料金は、常設展示の料金を含む。
 - 3 年間パスポートとは、交付を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの
間において、常設展示及び特別展示を観覧することができる券をいう。
- 」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。